

保育料改定

9月議会では、平成28年度以降の公立幼稚園・認定こども園を利用する教育標準時間認定を受ける子どもの利用料を改定する「東海村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例」が可決されました。

この改正は、急速な少子化・人口減少を背景とした、本年4月の“子ども・子育て支援新制度”の本格施行に伴い、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る中で、国から利用者が負担する基準額が示されたことから、同条例で規定する保育料と、預かり保育料の見直しが行われたものです。

○公立幼稚園・認定こども園保育料

平成27年度までの保育料		保育料	
階層区分		3・4歳児	5歳児
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0	0
第3階層	所得割課税世帯	5,000	4,000

平成28年度以降の保育料		保育料	
階層区分			
第1階層	生活保護世帯	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	母子・父子世帯、 在宅障害者世帯等	0
		上記以外	2,000
第3階層	所得割課税額 77,100円以下	母子・父子世帯、 在宅障害者世帯等	7,000
		上記以外	8,000
第4階層	所得割課税額 211,200円以下	10,000	
第5階層	所得割課税額 211,201円以上	13,000	

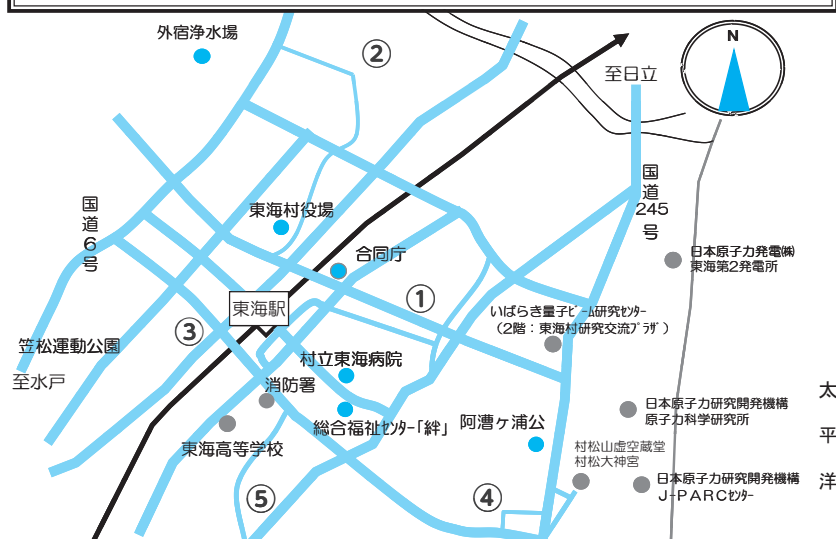
※保育料の軽減について

小学校3年生までの子どもが2人以上いる家庭で、その最年長の子どもを第1子、2人目を第2子と数え、第2子以降の子どもが幼稚園・認定こども園（1号認定）を利用している場合、保育料が軽減されます。

対象となる子ども	保育料軽減額
小学校3年生以下の最年長の子ども（第1子）	-
第2子	半額
第3子以降	無料



公立幼稚園・認定こども園の位置図



- ① 村松幼稚園
- ② 石神幼稚園
- ③ 舟石川幼稚園
- ④ とうかい村松宿こども園
- ⑤ 須和間幼稚園